

募集

皆さんの声を町政に！
パブリック・コメント募集

町では、次の計画を策定するため、パブリック・コメント手続により皆さんのご意見を募集します。

- 寄居町地域公共交通計画(案)
- 寄居町建築物耐震改修促進計画(案)

▶計画の概要

寄居町地域公共交通計画は、地域の移動手段を確保するため、望ましい公共交通の姿を示し、公共交通の活性化および再生を推進するための計画です。

寄居町建築物耐震改修促進計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から、町民の生命、身体および財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を促進し、地震に対する安全性の向上を図ることで、安全なまちをつくるための計画です。

▶意見募集期間、資料閲覧期間

2月10日(木)～3月11日(金)の開庁日

▶資料の公表(閲覧場所)

都市計画課、男衾・用土両連絡所で閲覧できます。併せて、町公式ホームページでも公表します。資料に関するご質問は、都市計画課でのみ受け付けます。

▶閲覧時間

- 都市計画課 午前8時30分～午後5時15分
- 男衾・用土両連絡所 午前8時30分～午後5時

▶意見の提出方法

意見提出用紙は、資料を公表している場所のほか、町公式ホームページで取得できます。案件名、住所、氏名、連絡先、町外在住の方は勤務先、または学校名等を明記のうえ、郵送、ファックス、Eメール、持参のいずれかの方法で都市計画課へ提出してください。なお、任意の様式でも提出できますが、前述の必要事項を明記してください。Eメールの件名は、意見を提出する計画ごとにそれぞれ「寄居町地域公共交通計画(案)についての意見」または「寄居町建築物耐震改修促進計画(案)についての意見」としてください。

▶注意事項

- 意見を提出できる方は、町内に在住・在勤・在学の方、町内に事業所を有する個人・法人・その他の団体です。
- 電話や窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- 意見への個別回答は行いません。
- 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- 寄せられた意見の概要は、個人情報に関するものを除き、後日、町公式ホームページで公表します。

▶提出先・問い合わせ

都市計画課
〒369-1292 住所記載不要
☎ 581・2121内線241
FAX 581・1173
Eメール toshikei@town.yorii.saitama.jp



寄居警察署およびキリンビバレッジ(株)と
防犯活動に関する協定を締結！

令和3年12月16日に寄居町、寄居警察署およびキリンビバレッジ株式会社の3者で「防犯活動に関する協定」を締結しました。この協定では「安全で安心なまちづくり」の実現に向け、地域の防犯活動や防犯広報活動を、相互で協力することを定めています。

今後、地域防犯活動の一環として、キリンビバレッジ株式会社が独自開発した、小型カメラ内蔵の「みまもり自動販売機」を、公園などの町公共施設敷地に設置します。撮影された映像は、寄居警察署が犯罪捜査に必要な場合に、キリンビバレッジ株式会社から提供していただけます。町民の皆さんの安全・安心のため、3者の協力による「みまもり自動販売機」の設置を進めていきます。



みまもり自動販売機▶

☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線222)

秩父鉄道で
ICカード乗車券の利用が可能に！

秩父鉄道の各駅で、ICカード乗車券が利用できるようになります。

▶利用開始日／令和4年 3月 12日(土)

※詳細は、秩父鉄道ホームページをご覧ください。

桜沢駅・波久礼駅が巡回・サポート駅になります

- 令和4年3月12日から、駅窓口が終日閉まり、係員が定期的に見回りをする巡回・サポート駅になります。
- 乗降時に支援が必要な方は、乗車の前日までに秩父鉄道株式会社へご連絡ください。当日のご連絡の場合、係員到着までにお時間がかかる場合がありますので、お早めのご連絡にご協力ください。
- 定期券の購入については、寄居駅等の係員常駐駅のご利用をお願いします。



桜沢駅



波久礼駅

☎秩父鉄道株式会社(☎580・6363)

新型コロナウイルス感染症対策について

☎健康づくり課(新型コロナ対策班)(☎581・2121内線213)

新型コロナワクチン追加接種(3回目)について

国では、以下のとおり前倒しして追加接種することを示しています。

区分	追加接種を受ける時期
医療従事者・入院(所)中の方	2回目の接種日から6カ月後
65歳以上の高齢者の方(2月～)	2回目の接種日から7カ月後
一般(64歳以下)の方(3月～)	2回目の接種日から7カ月後

町では、2回目の接種後、7カ月以上経過した65歳以上の高齢者の方、8カ月以上経過した一般(64歳以下)の方へ順次接種券を送付しています。また、3月からは、2回目の接種後、7カ月以上経過した一般の方についても接種券を送付予定です。計画的に接種券を送付することで、皆さんのお手元に接種券が届き次第すぐに予約ができる体制で追加接種を実施します。

▶接種券送付の目安

2回目接種を受けた時期	送付時期(予定)
令和3年3月～6月	送付済み
令和3年7月	65歳以上の高齢者の方 2月ごろ 一般(64歳以下)の方 3月ごろ
令和3年8月	3月ごろ
令和3年9月	4月ごろ

※ワクチンの供給状況や接種状況により、接種券の送付時期が前後する場合がありますのでご了承ください。

▶追加接種のワクチンの種類

- ファイザー社ワクチン(個別接種)
 - 武田/モデルナ社ワクチン(集団接種)
- ※個別接種で使用するファイザー社ワクチンが終了した場合、武田/モデルナ社ワクチンに変更となる場合がありますのでご了承ください。

▶県からの要請事項

- 不要不急の県境をまたぐ移動を極力控えること
- 外出・移動をする場合は、基本的な感染防止対策(「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等)に加え「3つの密」を回避するとともに目的地以外に立ち入らないこと
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛
- 感染に不安を感じる無症状者については、検査を受けること
- 同居家族以外とのホームパーティーを控えること等

町内公共施設の利用制限等について

町では、県からの要請や町内陽性者の発表が続いていることを踏まえ、町内公共施設の利用制限、主催事業の中止または延期等の措置をとらせていただきます。町内公共施設の利用制限等については、町公式ホームページ等で随時お知らせします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響に対する新たな経済対策として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します。

▶支給対象となる世帯

- 1 令和3年12月10日時点で寄居町に住居登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯
 - 2 申請時点で寄居町に住居登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)
- ※住民税非課税相当の収入とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月から令和4年9月までの間の任意の1カ月の収入に12を乗じた額)が住民税均等割非課税水準以下の収入をいいます。

▶給付金額

1世帯当たり 10万円

▶手続方法

- 1の世帯
 - ①支給対象となる世帯へ、2月中旬以降に給付内容や確認事項を記載した確認書を送付します。
 - ②確認書の内容をご確認いただき、発行日から3カ月以内に返信用封筒で福祉課へ返送してください。

確認事項

- 支給口座情報
- 世帯全員が、住民税が課税されている親族等に扶養されていないこと
- 【支給対象外となる例】
- 親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯、子(課税)に扶養されている両親(非課税)の世帯等
- 世帯に、住民税が課税される所得があるにもかかわらず、未申告の方がいないこと等

2の世帯

給付金を受給するには、申請が必要です。申請書に必要な事項を記入し、収入額が確認できる書類を添付のうえ、9月30日(金)までに福祉課へ申請してください(郵送可、消印有効)。
※申請書は福祉課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

☎福祉課(☎581・2121内線121・122・125)